第一項の表三〇二の項を次のように改める。

302	削除

第一項の表三〇九の項から三一二の項までを削る。

二十二　平成二十年総務省告示第六十二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表一三四の項を次のように改める。

134	削除

第一項の表一三八の項を次のように改める。

138	削除

第一項の表一五四の項を次のように改める。

154	削除

第一項の表一六六の項を次のように改める。

166	削除

第四項の表一の項中「愛知県西加茂郡三好町大字三好字塩田46―1」を「愛知県みよし市三好町塩田46―1」に改める。

二十三　平成二十年総務省告示第二百五十三号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表三五の項を次のように改める。

35	削除

第一項の表六一の項を次のように改める。

61	削除

第一項の表七四の項を次のように改める。

74	削除

二十四　平成二十年総務省告示第三百九十七号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表四九の項を次のように改める。

49	削除

第一項の表八五の項を次のように改める。

85	削除

第一項の表九六の項を次のように改める。

96	削除

二十五　平成二十年総務省告示第六百二号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表八一の項及び八二の項を次のように改める。

81	削除
82	削除

第一項の表九七の項を次のように改める。

97	削除

第一項の表一〇二の項を次のように改める。

102	削除

第一項の表一四九の項を次のように改める。

149	削除

第一項の表一五八の項を次のように改める。

158	削除

第一項の表一六一の項を次のように改める。

161	削除

第一項の表一六三の項及び一六四の項を次のように改める。

163	削除
164	削除

第一項の表一七〇の項を次のように改める。

170	削除

第一項の表一七三の項及び一七四の項を次のように改める。

173	削除
174	削除

第一項の表一七九の項を次のように改める。

179	削除

第一項の表二一二の項を次のように改める。

212	削除

二十六　平成二十一年総務省告示第五十号（電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件）の一部を次のように改正する。

第一項の表二三の項を次のように改める。

23	削除

第一項の表二九の項を次のように改める。

29	削除

第一項の表五二の項を次のように改める。

52	削除